

保護者の皆さま

学校感染症と出席停止についてのお知らせ

表にある学校感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の扱いとなります。医師より感染拡大防止のために登校を控えるように診断を受けた場合、まずは担任に電話でご連絡ください。指定された期間休養し、「学校感染症報告書」へ必要事項を保護者記入のうえ、登校初日に担任へご提出ください。

学校感染症と出席停止期間の目安

分類	病名	出席停止期間
第一種	感染症法の一類感染症 結核を除く二類感染症 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種 空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症	インフルエンザ ^{*1}	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が減退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 ^{*2}	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快 ^{*3} した後1日を経過するまで
	結核	学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症	コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・腸管出血性大腸菌感染症	学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症 感染性胃腸炎 溶連菌感染症 等	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症

*1：特定鳥インフルエンザを除く。

*2：病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

*3：「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

問合せ先

生活グループ 山内・小池
電話 (045)382-5251 (1年)
(045)382-5252 (2年)
(045)382-5253 (3年)

キリトリセン

学校感染症報告書

県立城郷高等学校長 殿

年 組 番 氏名

保護者氏名

欠席の理由(診断名)	
欠席の期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
診察を受けた医療機関名	
受診した日	令和 年 月 日